

平成27年度内閣府予算の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

(子ども・子育て支援新制度の実施と待機児童解消に向けた取組)

【7, 175 億円】

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

② 地域子ども・子育て支援事業（年金特別会計に計上）

- ・市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援
- ・利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 等

※ 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

(児童手当制度（年金特別会計に計上）)

【1兆4, 177 億円】

- 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

(参考) 【平成26年度補正予算】

(地域少子化対策強化交付金)

【26年度補正予算 30 億円】

- ・我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援。

平成27年度厚生労働省予算の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

(待機児童解消等の推進など保育の充実)

- 【892億円】
- 待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
また、「保育士確保プラン」に基づき、保育士・保育所支援センターの機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等を実施する。

(参考) 【平成26年度補正予算】

(「待機児童解消加速化プラン」の推進（保育所等の緊急整備）)

【26年度補正予算 120億円】

- ・ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に意欲のある自治体を強力に支援するため、平成27年度における保育所等の整備を、一部前倒しして行う。

(社会的養護の充実)

【1,181億円】

- 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

平成27年度文部科学省予算の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

(幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進)

【402億円】

- 幼稚園就園奨励費補助について、実質的に52億円増とし、充実を図る。

・幼稚園就園奨励費補助 271億円 → 323億円（52億円増）

※「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

予算全体の所要額 339億円 → 402億円（63億円増）

① 市町村民税非課税世帯の保護者負担軽減

- ・市町村民税非課税世帯の保護者負担額を月額9,100円から月額3,000円に引き下げ。

平成27年度所要額 12億円

※「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

予算全体の所要額 15億円

② 市町村に対する補助の拡充（市町村の超過負担の解消）

- ・市町村に対する補助を拡充し、市町村の超過負担を解消することにより、すべての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図る。

平成27年度所要額 40億円

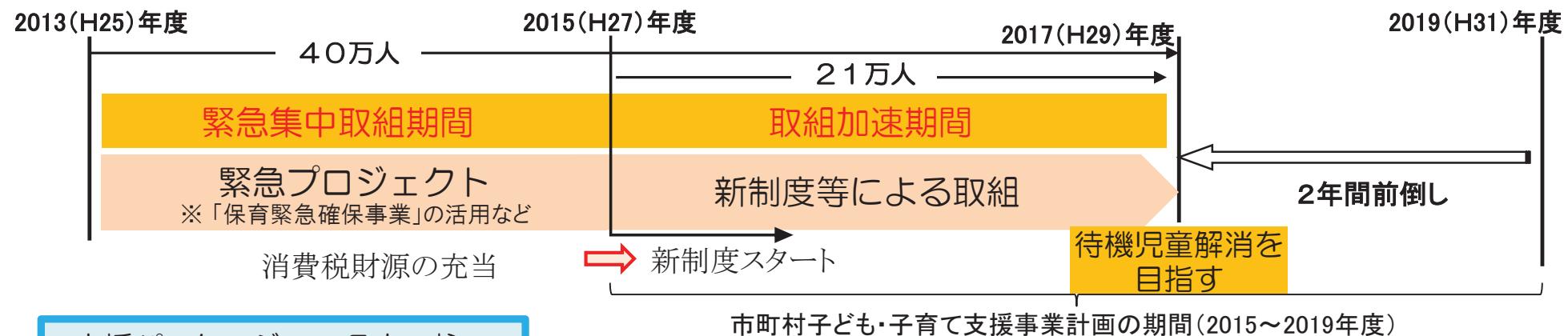
※「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る

予算全体の所要額 49億円

待機児童解消加速化プラン

- ◆待機児童の解消に向け、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
- ◆足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。

- ▶ 「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。
- ▶ 「取組加速期間」(平成27~29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を確保。
- ▶ 平成29年度末までに待機児童解消を目指す。



支援パッケージ～5本の柱～

取組自治体

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

保育所等整備交付金

【平成27年度予算：554億円】

【趣旨】

- 児童福祉法第56条の4の3に基づき、市町村整備計画に基づく事業等の実施に必要な経費の一部を支援するための交付金を創設。
- 平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保。
- 平成27年度は、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、約8.2万人分の保育の受け皿を確保。
- 待機児童の解消に意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、引き続き、補助率の嵩上げに必要な額を確保。（1/2→2/3）

【対象事業】

- 保育所緊急整備事業（51,753百万円）
 - ・保育所（幼保連携型認定こども園の保育所部分を含む）の創設、増築、老朽改築等
 - ・待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- 認定こども園整備事業（3,678百万円）
 - ・幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等

保育対策総合支援事業費補助金(仮称)

【平成27年度予算:285億円】

【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策の実施により、受入児童数に対応した必要保育士数の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業【一部新規】
- ②認可外保育施設保育士資格取得支援事業
- ③幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
- ④保育所等保育士資格取得支援事業
- ⑤保育教諭のための保育士資格取得支援事業（厚生労働省分）
- ⑥修学資金貸付事業
- ⑦保育士宿舎借り上げ支援事業
- ⑧保育体制強化事業
- ⑨保育士試験による資格取得支援事業【新規】
- ⑩保育士養成施設に対する就職促進支援事業【新規】
- ⑪保育士試験追加実施支援事業【新規】

(参考)保育士確保プラン

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、国において保育士確保のための様々な方策を図るとともに、地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じる。
平成29年度末までに必要となる保育士の確保を目指す。
平成30年度以降も保育士が充足されるよう、継続的に保育士確保に取り組む。

☆保育士試験の年2回実施の推進

☆保育士に対する処遇改善の実施

☆保育士養成施設で実施する学生に対する保育所への就職促進を支援

☆保育士確保施策の基本となる「4本の柱」の確実な実施

4本の柱

I 人材育成

- ・保育士資格を取得しやすくなるための取組の実施
- ・保育士の魅力を伝え、保育士を目指す機運を醸成
- ・国家資格としての保育士の専門性の向上

II 就業継続支援

- ・離職防止のための研修支援
- ・就業継続を図るための各種助成金の活用促進

☆保育士試験を受験する者に対する受験のための学習費用を支援

☆保育士・保育所支援センターにおける離職保育士に対する再就職支援の強化

☆福祉系国家資格を有する者に対する保育士試験科目等の一部免除の検討

III 再就職支援

- ・保育士・保育所支援センターの積極的な活用
- ・保育士マッチング強化プロジェクト

IV 働く職場の環境改善

- ・処遇改善
- ・雇用管理改善を図るための取組の実施
- ・保育所等と保育士・保育所支援センターとの連携強化



新たに「保育士確保対策検討会」を設置し、継続的な保育士確保施策の検討等を行うとともに、一部の自治体等において効果の検証を実施

【対象事業】

Ⅱ 小規模保育等の改修等

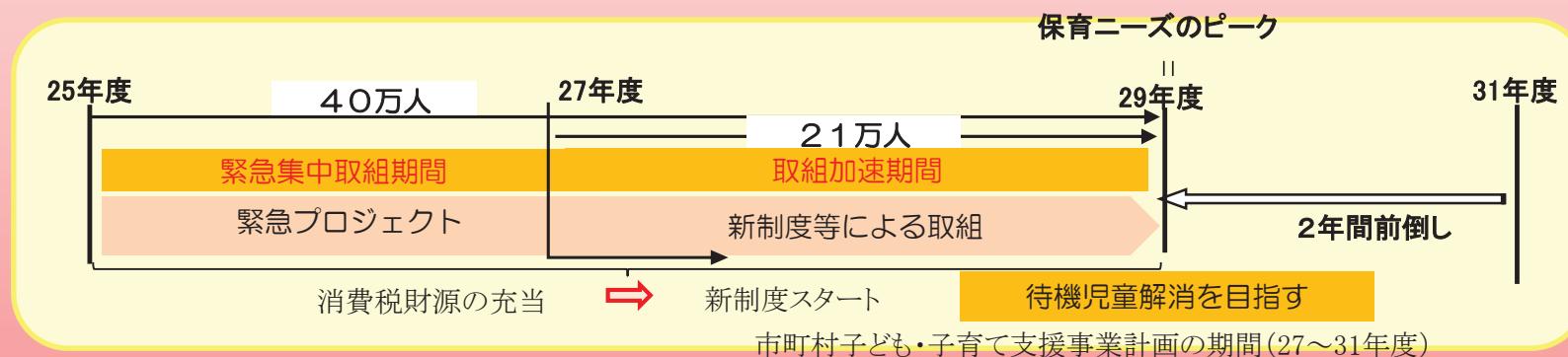
- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業

Ⅲ その他事業

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育所等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善事業
- ⑦家庭支援推進保育事業

(参考)待機児童解消加速化プラン

- 意欲のある**自治体を強力に支援し**、
- 保育所等について、平成29年度末までに**約40万人分**の受け皿を新たに確保
- 補助率の嵩上げ(1/2→2/3)により、整備目標の確実な到達を目指す



認定こども園等への財政支援

保育所等整備交付金(p107参照)

55, 431百万円

認定こども園整備事業

- 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

保育所緊急整備事業

- 保育所(幼保連携型認定こども園の保育所部分含む)の創設、増築、老朽改築等に要する費用の一部を補助。

保育対策総合支援事業費補助金(p108参照)

28, 535百万円

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状を有する者に対して、保育士資格を取得するための受講料と保育士資格を取得する際の代替職員の雇上費を補助。
等

職員の資質向上・人材確保等研修事業

1, 573百万円

保育の質の向上のための研修支援

- 保育所の職員等を対象に専門性向上を図るための研修を実施。

等

認定こども園施設整備交付金

11, 757百万円

認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助。
(新增改築、大規模改修等)
 - ・幼保連携型認定こども園の幼稚園部分
 - ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
(保育所機能部分と一体的に行う幼稚園施設整備費)
 - ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
(保育所部分と一体的に行う幼稚園機能の施設整備)
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。(改築、増改築)
 - ・私立幼稚園の耐震化経費
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。

教育支援体制整備事業費交付金

1, 727百万円

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得するための受講料、及び保育士資格を取得する際の幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。

※ 免許状取得後1年以上勤務することが必要。

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用を支援。
※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。

IX. 參考資料

子ども・子育て関連3法成立までの検討経緯

○平成22年

1月29日 少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を始める。

○平成24年

3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」（少子化社会対策会議決定）

3月30日 消費税関連法案とともに、平成24年通常国会に法案を提出

5月10日 衆議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

5月17日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

6月15日 社会保障・税一体改革に関する確認書(自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者会合)

6月20日 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(議員立法)」
国会提出

6月22日 「子ども・子育て支援法案」と「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の修正案(議員修正)国会提出

6月26日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で3法案を可決

7月11日 参議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

7月18日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

8月10日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び参議院本会議で3法案を可決・成立

8月22日 子ども・子育て関連3法を公布

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年6月26日 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとすること。
- 2 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。
- 3 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。
- 4 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとすること。
- 5 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮とともに、小規模保育の普及に努めること。
- 6 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

(1／1)